

永住申請における身元保証人についてのご説明

外国人が日本で永住申請をするためには、日本で安定的な収入があり納税義務を果たしている「日本人」または「永住者」のかたに身元保証人になっていただく必要があります。

身元保証人は日本の法務大臣に対して、永住申請をする外国人本人の日本での在留に際して次の3つを保証することになります。

- 1 滞在費用の支弁
- 2 帰国費用の支弁
- 3 法令の遵守

なお、入管法における身元保証人の性格は、いわゆる道義的責任であり、法務大臣に約束する保証事項について身元保証人に対する法的な強制力は無く、保証事項を履行しない場合でも当局から約束の履行を指導するに留まる旨を入国管理局も言及しています。

したがって、問題が起こったとしても滞在費用と帰国費用について、必ずしも支払う義務はありません。また、永住申請をするご本人が犯罪等を犯した場合も、監督責任を追及されるようなこともありません。

ただし、身元保証人としての道義的責任が果たせない場合には、今後、他の永住申請をする 外国人の方の身元保証人になることはできなくなる可能性もありますのでご注意ください。

以上

身元保証人の責任

入管法における身元保証人とは、外国人が我が国において安定的に、かつ、継続的に所期の入国目的を達成できるように、必要に応じて当該外国人の経済的保証及び法令の遵守等の生活指導を行う旨を法務大臣に約束する人をいいます。身元保証書の性格について、法務大臣に約束する保証事項について身元保証人に対する法的な強制力はなく、保証事項を履行しない場合でも当局からの約束の履行を指導するにとどまりますが、その場合、身元保証人として十分な責任が果たされないとして、それ以降の入国・在留申請において身元保証人としての適格性を欠くとされるなど社会的信用を失うことから、いわば道義的責任を課すものであるといえます。(出所:入国管理局 HP)

http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyuu/qa.html



ご参考資料:入国管理局へ提出する「身元保証書」

身 元 保 証 書
法務大臣殿
国 籍
氏 名
上記の者の本邦在留に関し、下記の事項について保証いたします。
記 1 滞 在 費
2 帰 国 旅 費
3 法 令 の 遵 守 上記のとおり相違ありません。
身元保証人 氏 名 <u>印</u>
住 所
職業(勤務先)
国籍(在留資格,期間)
被保証人との関係



ディスクレーマー

本書に記載されている情報は、情報提供のみを目的として作成されたものです。お客さまにおかれましては、ご提案をさせていただいているお取引その他に関する決定、契約、確約その他行為に関する最終的なご判断をなさる際に決して本書に依拠されることのないように、また、本書をご使用なさらぬようにお願いいたします。お客さま、その役員、従業員、代理人及び関係会社は、本書及び本書に関連して口頭で提供された情報を守秘するものとし、コンチネンタル国際行政書士事務所(以下「当事務所」とい「います)の事前の書面による同意がある場合を除き、その全体であると一部であるとを問わず、第三者に対してこれを伝達もしくは開示すること、これを複製もしくは配布することやこれを公表することはできません。本書の受領者が本書の対象とする受取人でない場合には、すべての写しを直ちに削除及び破棄するようお願いいたします。

本書に記載されている情報は一定の仮定に基づき、一般に公表された情報ならびに受領者及び第三者から当事務所に対して提供された情報に依拠して作成されています。当事務所及びその関係会社、当事務所またはその関係会社それぞれの役員、従業員及び代理人は、本書本書に関連して口頭で提供された情報または作成されたデータの正確性または完全性について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切表明及び保証は行わず、当該情報に関連して一切責任、義務または負担は追いません。本書に記載されている見解または条件は予備的なものであり、本書の日付時点で有効である経済、市場及びその他の状況に基づくものであり、変更される可能性があります。当社は本書に記載されている情報を更新する義務または責任を負いません。過去の実績が必ずしも将来の実績を保証または示唆するものとは限りません。

Copyright 2018 Continental Immigration & Consulting All right reserved. 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-16-6 BIZMARKS 赤坂 コンチネンタル国際行政書士事務所